

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、市民の誰もが地域において健康で安心して生活が営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する役割を担っています。

また、単なるサービスの提供にとどまらず、地域の特色、ニーズなどを十分に理解し、地域の方々が進めるコミュニティーづくりのお手伝いをすることも重要な使命の一つと考えます。中村地域ケアプラザの管理運営に関わることは、社会福祉法人秀峰会（以下、「当法人」）の理念である「地域社会との交流を通じて、あらゆる人が支え合って共に生きる地域連帯の実現」のためにも重要であると考えています。

地域包括ケアシステムの中で挙げられている支援の形の一つとして「互助」があります。この互助の仕組みが地域の方々の中で作られるような支援がケアプラザには求められます。

中村地域ケアプラザではこの互助を念頭に様々な取組みを行ってきました。

地区内の町内会館や高齢者サロンの会場、喫茶店の一角等をお借りしての地域ケア会議開催では、これまでこのような会議経験のない方々も参加し、さまざまな視点からのご意見をいただきました。

障がい者作業所「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」には定期的にケアプラザでのパン・焼き菓子販売をお願いし、シニアボランティアグループ「なかむらバリスタ」の皆さんのコーヒーとのコラボレーションで定期的にカフェを行い、毎回多くの方に利用されています。

また、よこはまシニアボランティアポイントの参加者が子ども向けイベントでの子どもの見守りを担ったり、ウクレレ教室の受講生が障害児のための音楽イベントで演奏を披露したりと、異なる目的でケアプラザを訪れる方々同士の出会いの場をセットし、互いに益となるようなきっかけづくりを心がけています。



「夏休みの宿題をみんなで」

近年、子どもの居場所づくりに注目が集まっています。中村地域ケアプラザも午後から夕方にかけて情報ラウンジで本を読んだりお友達同士でおしゃべりしたり、時には一緒に宿題をしたりなど、近隣の小中学生が安心できる居場所として使っています。ケアプラザではフリースペース、工作教室や「大人が宿題を見てくれる時間」等を夏休みに実施するなど、こうした子ども達の居場所づくりに取り組んできました。次期もこうした実績をベー

スに様々な取り組みを進めてまいります。

また、中村地区には特別支援学校、障がい者作業所などがあり、こうした教育／福祉拠点との連携も重要な役割であると考えます。中村特別支援学校についてはこれまでもケアプラザ職員がイベントに参加したり、ケアプラザで支援学校の生徒さん等を対象とした事業をおこなったりしています。今後もこうした関係性を深め、ケアプラザでは上記のほか障がい児の余暇活動などにも順次取り組んでまいります。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

中村地区は中村川に沿ったエリアと、丘の上のエリアに大別され、二つのエリアが数本の急こう配な坂道によってつながっています。かつては両エリアともに商店街を有し賑わっていましたが、住民の方々の高齢化が進むとともに閉店する店も多く、いわゆる“買い物弱者（生鮮食料品店まで500m以上の距離があり、自動車等の私的交通手段を持たない人）”が急激に増えてきました。

一方で各町内会、自治会は活発に活動しており、高齢者を中心としたサロン活動、老人会、趣味サークルなどを継続運営するなど、地域の中での綿密なつながり・人間関係を維持している方々が多く住んでおられます。特に夏の祭礼等に関しては高齢者に限らず多くの方々が関わっており、中村地区の大きな魅力の一つとなっています。また老人クラブ等の方々も多くかかわる見守り活動や民生委員の方々の活動も、こうした地域内での人のつながりを保つのに大きな役割を果たしています。



高齢者サロン「ふれあい茶房」

中村地域ケアプラザでは現在、町内会単位での課題発見と解決のため、地域ケア会議や生活支援総合体制整備事業の協議体を活用した取り組みを行っています。これらの会議では町内会や老人クラブの役員や民生児童委員に加え、地域内の商店、郵便局、ボランティア活動団体にもご参加いただき、それぞれの立場、視点からの課題のご指摘と解決に向けたご提案がありました。こうしたご提案に対するケアプラザの取り組みとして、出張介護相談会やエリアごとの元気づくりステーション（脳トレウォーキング）立ち上げ、サロンへの出張講座（エンディングノート、特殊詐欺への注意喚起、認知症理解講座など）を行ってきました。

中村地区連合町内会の定例会合（月例）はケアプラザと地区センターで交互に実施されており、毎回会合の冒頭部分で各町内会へ広報紙をお配りし、ケアプラザのイベントなどをアピールしています。中村地区社会福祉協議会の役員会や広報紙編集会議等もケアプラザを会場としており、共催イベントの打ち合わせや地区社協広報紙の紙面作成についてはアイデア出しや情報提供など、さまざまな形で支援しています。

また、「ちょこっとお助け隊」や「おもいやりカンパニー」など、地域の方々の生活を支援す

るボランティアグループとも連携しています。「ちょこっとお助け隊（高齢者のご自宅の庭仕事などのお手伝い）」では事務局として多忙な代表者と連携して利用申し込みの受付を行ったり、新たにボランティアとして加わる方のケアを担当したりしています。また「おもいやりカンパニー」に対しては、南区高齢障害課や区社協と連携して昨年度横浜市の「まち普請事業」を活用した拠点づくりやNPO法人格取得に向けた手続きを支援し、介護保険制度における「サービスB（ボランティア団体による訪問型・通所型サービス）」の活動開始／継続が円滑に行われるようにしています。

こうした活動は多年度にわたる継続的な取り組みが前提で計画をしています。今後ともこれらを発展させ、より広い範囲での取り組みを進めてまいります。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

中村地区連合町内会との連携は前述の通りですが、特にケアプラザの所在地である中村2丁目東部町内会のみなさんは町内会のイベント（お楽しみ会、餅つきなど）や役員会などで年数回の貸室ご利用があり、またケアプラザ職員が町内会の防災訓練に参加する等、さまざまな場面での連携を心がけています。

当ケアプラザ協力医の増田励先生（碧水脳神経外科クリニック）には、広報紙での健康啓発コラムを毎回寄稿いただいております。増田先生には運営協議会に副会長としてお関わりいただき、さらに講演会や福祉医療分野に関するご助言等、多大なご協力をいただいております。



「へいへいほー」のパン販売

同じ中村地区内にある障がい者施設「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」のみなさんは、定期的に同施設の製品であるパン、焼き菓子等を販売し、ケアプラザのボランティアグループ「なかむらバリスタ」の方々のコーヒーと一緒にオープンカフェを実施しています。これは毎回30名前後の方がお見えになり、パンやお菓子が売り切れる人気企画となっています。また社福）恵友会理事長の坂口育子氏に運営協議会メンバーになっていただいているほか、恵友会のベーカリー「ギッフェリ」では、ケアプラザの書道、絵手紙製作グループが展示を行うなどの連携をしています。

認知症キャラバンの活動として、中村小学校、平楽中学校、よこはま看護専門学校等でキャラバンメイトの皆さんと一緒に「認知症啓発特別授業」を行っています。また八幡町の保育施設「中村愛児園」の子どもたちはデイサービスのご利用者様向けにお遊戯を披露したり手遊びを一緒にしたりと、双方にとって楽しい時間を過ごしていただいております。

南区社会福祉協議会とは区所長会や5職種の連絡会での情報交換や共催イベント等の実施を通じて定期的に連携しています。また中村地区社協の主催イベント（子育て支援イベントや敬老イベントなど）を、地区担当者との連携で支援しています。

南区高齢・障害支援課との定例カンファレンスでは情報交換・共有を行い、互いの事業への協

力関係をつくるとともに、個別支援に関しても連携対応しています。また福祉保健課からは所長会やメール配信等で情報提供、運営管理についてご支援などいただいています。

区内のケアプラザとは5職種の連絡会での企画等で「終活講座」「主任ケアマネジャー研修」「障がい者支援イベント（レインボーフェスタ）」を実施してきました。また、「脳トレウォーキング」の立ち上げにおいては、浦舟ケアプラザ圏域で行われている同事業のボランティアの方々にも多くご参加いただき、ボランティアによる運営ノウハウを活かした推進力となってご活躍いただいています。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

昭和59年4月に横浜市旭区で特別養護老人ホームを開設して以来、当法人は一貫して地域福祉活動の向上のために活動を進めてまいりました。一人ひとりの限りある生命を大切にすることでご高齢の方々が健やかで安心して暮らし続けられ、誰もがこの世に生まれてよかったと思えるホスピタリティー（おもてなし）を提供することが、当法人の行うべき福祉保健サービス業であると認識し、地域福祉の原点である地域に根ざした事業活動を展開しています。

#### 1. 当法人の理念

当法人は以下の理念を掲げて高齢者を中心とした介護福祉の活動を展開しています。

##### 1 人間が主体である

子どもから高齢者まで、すべての方々が常により高い自己実現に向かって生活ができる環境をつくります。すべての方々のお一人おひとりがご自身の人生の主役となって、日々の生活を送られることを何よりも大切と考え、様々な側面からそのお手伝いをいたします。

##### 2 連帯の輪を無限に広げていく

住み慣れた地域の中で、すべての方々が健やかで安心して暮らし続けるためには、行政やさまざまな団体など多くの人々が地域ぐるみで連携・連帯することが不可欠です。当法人は地域社会での交流を通じて、あらゆる人が支えあって共に生きる地域連帯の実現を目指します。

##### 3 日に日に新たな今日を創造していく

この世に生を受け人々は人生の旅路を歩んでいきます。歩みは誰とも代わることのできないものであり、一步一步は真にその人固有の価値です。人生の一日一日がその人の心に叶うものであることを願い、私たちは共に歩みながら支援活動を続けます。

#### 2. 活動テーマ

##### 「天に星、地に花、人に愛」

これは明治時代の文芸評論家である高山樗牛の言葉「天にありては星、地にありては花、人にありては愛、これ美しきもの最たらずや」からの引用で、私たちの世界の中にある美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現したものです。

当法人が設立された昭和 58 年当時、老人ホームは社会から暗いイメージを持たれがちでした。そのイメージを払拭し、明るいホームのイメージを創っていきたいという思いを込め、当法人はこの言葉を活動のテーマに掲げました。

現在、当法人は施設・在宅介護および医療の各分野において、約 3,000 名の職員（登録ヘルパー含む）が日々働いています。その職員一人ひとりがこの美しさ・調和・豊かさ・潤いを表現するため、自らのサービスの質の向上に努めています。

### 3. シンボルマーク

当法人のテーマである「人に愛」の、愛の象徴である「ハート」をモチーフとしています。当法人が展開する様々な事業活動を愛でつなぐシンボルです。



### 4. “デス・エデュケーション” という考え方

現代社会は、身近に「死」を実感しない社会になったといわれています。日本においては死の概念が希薄となり、死を得体の知れないものとする漠然とした恐怖から、死そのものを否定する傾向が生まれていると考えられます。これは現代の介護現場においても同様の現象が見られます。

しかし、死の否定は暗に老いを否定することにも繋がると当法人は考えます。この為、誰も避けて通ることできない死と言うものを根底から見つめ直す「デス・エデュケーション (Death Education 死の準備教育)」という考え方を大切にしています。

この「デス・エデュケーション」は 1960 年代にアメリカで提唱された概念で、日本では上智大学のアルフォンス・デーケン教授が、1982 年頃から「死の準備教育」を提唱したのが始まりとされています。「死を見つめることは、生を最後までどう大切に生きぬくか、自分の生き方を問い直すことだ」とデーケン教授は唱えており、これを高齢者介護の中で生かすべき死生観として、当法人は実践を重ねてきました。

デーケン教授は、「余命を宣告された人のケアの重要性」を訴えています。当法人は、この「デス・エデュケーション」という考え方を特別養護老人ホームの中で「療育音楽」、「語り部」、「CAPP(アニマルセラピー)」を通じて、また訪問看護ステーションや診療所においては、在宅における看取り支援を通じて実践しています。

老いを否定し、ネガティブにとらえることは、高齢者が主体性のない被保護者として扱われる結果を招きます。死という人生の最後にして最大のイベントを前に、それを迎えるご利用者の日々の生活が充実したものとなるようできる限りのサポートをすることこそ、当法人が死と向き合う基本姿勢です。

地域ケアプラザは、子どもから高齢者までが支援の対象ですが、高齢者を対象とした事業においては「デス・エデュケーション」の考え方を活用していきます。

### 5. “羅針盤”

“羅針盤”というのは、当法人の基本コンセプトをまとめたカードです。名刺サイズに折りたたんで携帯できる形になっており、朝礼やイベントの際に用いられ、職員が当法人のコンセプトを再認識し、共有するためのツールです。

羅針盤には上記の理念・テーマの他、以下の行動指針等を掲げています。



① あたたかい心のこもったご挨拶で対応いたします。

- ・明るい笑顔で自ら先に挨拶をします。
- ・ご利用者をお名前（姓）でお呼びします。



## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算については、理事会の承認を得た計画を適正に執行し、各事業所も予算に基づく運営をしております。

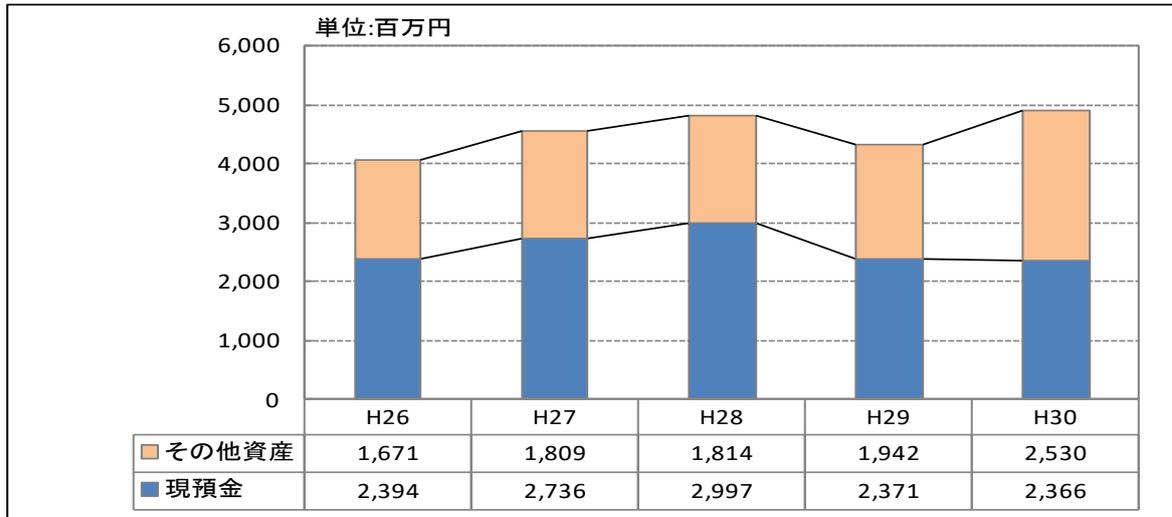
法人税・消費税等については、每期適正な申告・納付を行っております。  
財務状況においては、金融機関に頼る事無く、自己資金で健全な運営を行っております。また毎年、次の通り事業所の開設を計画的に行ってまいりましたが、そのうえで、一定の資金確保を実績として残しております

### 【平成 26 年度～令和元年度の開設事業所】

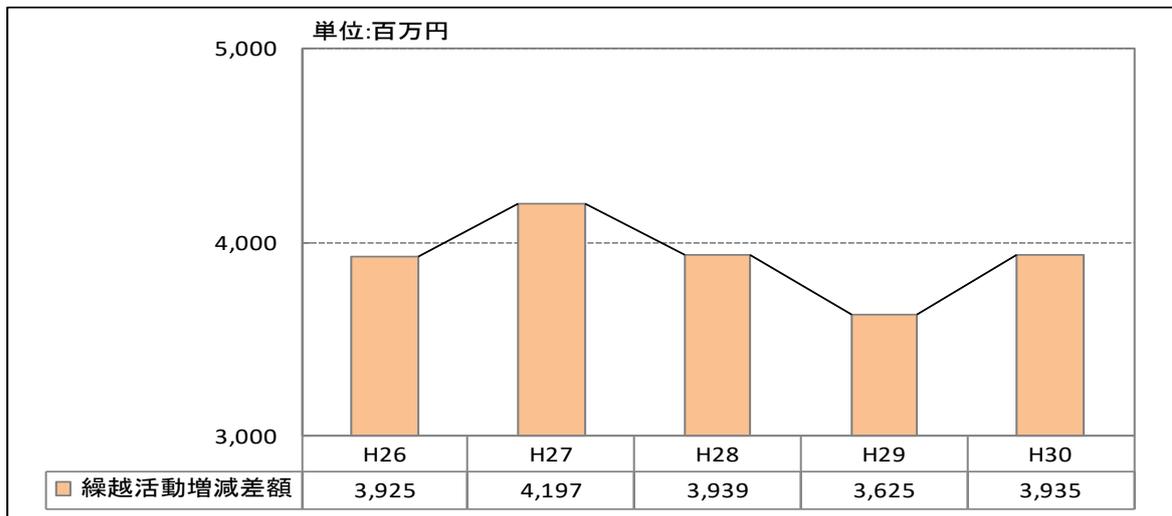
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○横浜市白根地域ケアプラザ</li> <li>○横浜市馬場地域ケアプラザ</li> <li>○こでまり・ひなげし・しょうぶ(小規模多機能型居宅介護)</li> <li>○桐の大樹・陽光の大地・瑞穂の大地・樺の大樹・銀河の詩・希望の大地(夜間対応型訪問介護)</li> <li>○銀杏の大樹・銀鈴の詩(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</li> <li>○水明の大地(居宅介護支援・訪問介護・訪問看護・訪問入浴)</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若草の丘(認知症対応型共同生活介護)</li> <li>○ひめゆり(小規模多機能型居宅介護)</li> <li>○つくし保育園上大岡</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ナース 2 4 港北(訪問看護)</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○われもこう(小規模多機能型居宅介護)</li> <li>○つくし保育園 戸塚</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○椿の大樹(居宅介護支援・訪問看護)</li> <li>○瑞穂の大地(認知症対応型通所介護)</li> <li>○横浜市二俣川地域ケアプラザ</li> <li>○相談支援センター銀の舞(特定相談支援)</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高津 山桜の森(介護老人福祉施設 従来型/ユニット型、短期入所)</li> <li>○高津 山桜の森(居宅介護支援)</li> <li>○やまざくら(小規模多機能型居宅介護)</li> <li>○みずほクリニック 緑園都市(訪問診療、訪問リハビリテーション)</li> <li>○翡翠の舞(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)</li> </ul>

○市内に施設・在宅サービスを広く展開しており、より多くのご利用者に関わることで、それぞれが利益を確保し、安定した経営基盤の礎となっております(次頁のグラフを参照)。

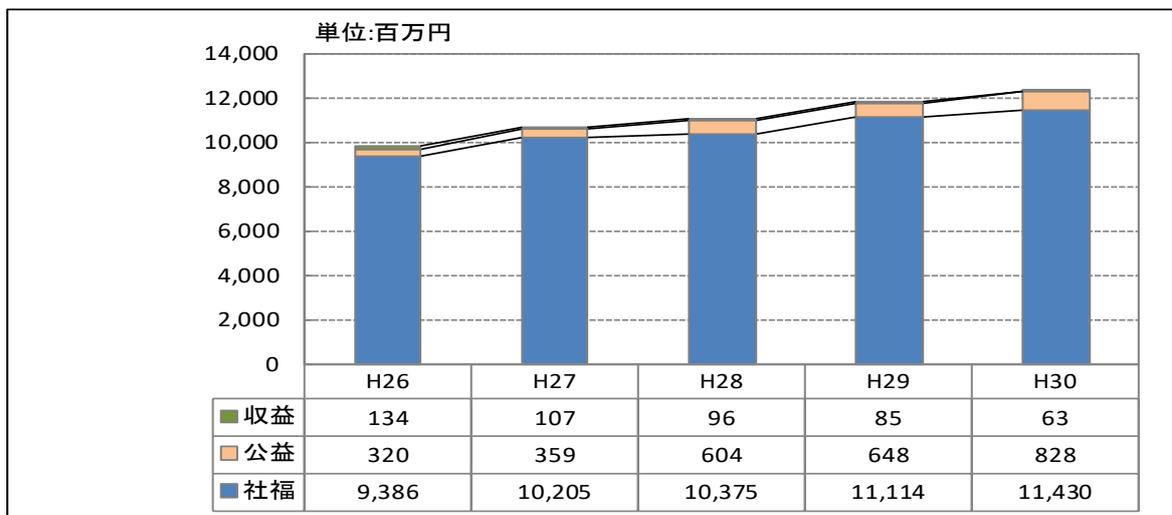
### 直近5年間の流動資産推移



### 直近5年間の繰り越し活動収支差額



### 直近5年間の収入推移



### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 1. 所長の配置

所長については平成 30 年 10 月より田村和穂が着任し、次期指定管理期間についても引き続き担当する計画としております。

##### <職務略歴>

平成 14 年 秀峰会入職  
平成 27 年 横浜市城郷小机地域ケアプラザ（港北区） 所長  
平成 29 年 介護保険認定審査員（港北区）  
平成 30 年 横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会地域ケアプラザ分科会 副会長  
横浜市 中村地域ケアプラザ 所長  
令和 元年 介護保険認定審査員（南区）

##### 2. 地域活動交流及び地域包括支援センターに係る職員の確保、配置

地域活動交流及び包括支援センターの職員は、地域ケアプラザの設置目的を理解し、地域に密着した身近なところで、地域福祉の向上のために積極的に課題にチャレンジしていく等の志を持った職員の確保が望まれています。また、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターは、地域の方々の様々な福祉保健活動をコーディネートする役割があり、地域包括支援センターにおいては、地域の方々の様々な相談に的確に対応する等の役割があるので、それぞれに専門的な知識及び対人援助職としての資質等が備わっていることも重要です。

特に、地域包括支援センターは、概ね中学校区程度（圏域高齢者人口 6 千人）に対し、原則、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師（経験のある看護師） 3 職種 3 人体制で、総合相談・支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業等の事業を進めながら、圏域内で発生する支援困難ケースを抱え、これを解決しなければなりません。このため、包括支援センターの職員には知識・能力の他、心身ともに健康であることが必要です。

このような状況を踏まえ、当法人では、法人全体の有資格者（平成 30 年 11 月在籍者：ケアマネジャー 396 人、主任ケアマネジャー 79 人、看護師（正・准） 316 人、社会福祉士 82 人）から、その任務にふさわしい人材を選抜し地域ケアプラザに配置しています。現在このような考えに基づき必要な人員を確保し、配置しています。現在の人員については法人職員の異動と新しい人材の採用を組み合わせ、当法人の理念・方向性をしっかりと受け継ぎつつ、区の運営方針、地域福祉計画に沿った事業運営ができる職員組織を構築しています。

現在配置している人員、特に 5 職種は心身共に健康で、業務に必要な知識・技術を備え、地域の方々ととのより良い関係作りに意欲的です。この人員配置で安定したケアプラザ運営を目指します。

##### 3. 居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置

居宅介護支援事業に係る職員の確保、配置については、職員が、ケアプラザとは地域福祉の拠点施設であることを認識するとともに個々の利用者の最大限の満足度を旨とする意識と行動が必要と考えます。このため、教育を受けた人材の定期的な採用を柱と考え人事施策を実施しています。

特に事業所を一元管理すべき管理者については、法人内で研修を受け適任と認められた人材を軸に選考し、決定しています。この対策として、ケアマネジャー有資格者約400人より最適者を選抜し、配置しています。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では職員の定着とES（従業員満足）向上を目的とした教育部を設置しており、職員の自己研鑽を支援、もしくは業務上必要な知識・技術を習得してもらうための教育を実施しています。

### 1. 職員教育（OJTと業務改善）

#### 1) 職場における教育

前述にありますHCNW（法人理念の項目ご参照ください）のコンセプトの下、当法人の事業所は、ある一つのサービスが単独で運営される事は極めて稀であり、通常は、異なるサービス事業所が一つの建物内に併設される複合事業の形態を採用しています。これは、各サービスの垣根を越えた顔の見える関係を作ると共に、異なるサービスの専門職同士で容易に事例検討等が可能な環境を提供する事も意図しています。

この検討の場は、多様な専門職が多角的視点により様々な知識・ノウハウを駆使して議論を行う場である為、職員相互に新たな気付きを与える教育ツールでもあります。このように、当法人においては、複合事業という職場環境そのものが教育の場として機能しているのが特長です。

#### 2) 改善に係る発表の機会の提供

当法人においては、年に1回、職場における課題の改善に係る発表の場として、「研究改善発表大会」を開催しております。これは、PDCAサイクルに則り行われる日常的な改善活動について法人全体に向けて発表する事により、その事業所だけの財産にするのではなく法人全体の財産とする事を目的としています。

平成29年度より、サービス単位での発表を軸としていた本大会は、各地域全体での改善活動を公表する為の「地域包括ケア発表大会」へと発展し、職員が地域課題をどう分析し改善に導くのかという点に重きを置きました。変化していく地域課題に向き合い、乗り越えていく原動力となっています。

#### 3) 法人としての方針展開

当法人では法人の経営方針からケアプラザの部門方針、各ケアプラザの運営方針、各個人の業務推進目標へと落とし込むことで、全体の方針を個人の業務推進レベルまで浸透させています。これを振り返り、新たな目標設定を行う「出航の誓い」というミーティングを年2回実施してい



発表大会の様子

ます。

このミーティングによって各職員は短期的な自己目標と部署としてのゴールを明確に意識し、業務にあたる事が可能になっています。

#### 4) 「羅針盤」の読み合わせによる理念の共有

当法人では、全職場で毎日の朝礼にて前述の「羅針盤」の読み合わせを行っております。職員は、多忙な中でも法人の理念から外れ主観的な支援方針に基づいてサービス提供してしまう危険性を常に意識しなければなりません。そのため、法人としての基本コンセプトをまとめた「羅針盤」を読み合わせる事により、客観的に定められた方針を念頭に活動できるようにしております。

## 2. 人事考課の実施

毎年度初めにおこなわれる出航の誓いで事業所の方針、目標が表明され、これに基づき職員が個人目標を設定します。半期後に目標に対する振り返りとして自己評価を提出し、これを基に職員と上司が面談します。期間中にできたことできなかった事を確認しながら、今後伸ばしていくこと等についてアドバイスや指導を行い、次期につなげています。この繰り返しの通じて職員の育成を図っています。

## 3. 法人全体の職員研修

職員研修は、法人本部教育部および各部署で専門性向上を目指した年間研修計画作成し研修を実施しています。教育部では法人全体に共通の階層教育を担当し、各事業部においてはそれぞれの業務に必要な専門教育を担当しています。

### 【教育部を中心に実施している主な職員研修】

#### 1) 中途採用者研修（1回/月を標準に適宜開催）

⇒法人理念・歴史、対人援助職の基本的考え方を共有する。

#### 2) 監督職研修（4回/年）

⇒係長、主任級の指導者層を対象とした研修。指導監督技法や組織運営に関する研修を行う。

- ・主な内容 リスクマネジメント、メンバーシップ（リーダーシップ養成）、コーチング、PDCAサイクル

#### 3) 新任管理職研修

(3回/年程度を標準に適宜開催)

⇒新たに管理者に就任した職員を対象に、事業所運営に係る研修を行う。

- ・主な内容 個人情報保護、食中毒防止、感染症発生・まん延防止、認知症と認知症ケア、接遇マナー、権利擁護、消費者被害、成年後見制度、ボランティア育成、虐待防止、コンプライアンス、苦情解決など。

#### 4) 管理職研修（4回/年）

⇒管理職としての能力向上を目的に研修を行う。

- ・主な内容 リーダーシップ、コーチング、職場活性化、サービスマネジメント



管理職研修

#### 4. ケアプラザでの研修

ケアプラザでは介護保険制度に基づく各サービス（介護予防、居宅介護支援、通所介護）の研修計画を立て、実施しています。また、感染症対策、事故防止、個人情報保護、権利擁護など共通の研修は合同で行い、各職の資質向上に努めています。

また、特に5職種については自身の専門分野に限らず多岐にわたる技術・知識が要求されますので、市、区、区社協などが主催する研修には極力参加できるよう互いにスケジュールを調整し、出席者が作成する報告書については部署を超えて回覧する等、情報共有を図っています。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

施設（建築物、建築設備及び建築物の付帯設備）の管理については、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するために、「維持保全の手引き」、「施設管理者点検マニュアル」等に基づいて、清掃、点検、運転・監視及び保守を実施し、施設の状態を正しく把握するとともに、適切な維持管理保全を行っています。維持保全業務の遂行に当たっては、次の事項を踏まえ、施設利用者の安全、利便性、快適性の確保に努めることを基本とします。

- ① 関係法令を遵守します。
- ② 施設を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害の未然防止に努めます。
- ③ 施設の機能及び性能等を保つようにします。
- ④ 合理的かつ効果的な維持保全の実施に努めます。
- ⑤ 劣化等による危険・障害等の点検を行い、早期発見に努めます。
- ⑥ 環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生防止及び省エネルギーに努めます。

日常点検は「施設管理者点検マニュアル」に沿って実施しています。定期点検については、専門業者に委託して実施しています。

中村地域ケアプラザは竣工後 15 年が経過し、施設、設備の老朽化が散見されるようになってまいりました。トイレや流しなどの上下水道関連設備や厨房、調理室の機器の不具合が散発していますが、安全確実を旨として修繕を適宜実施しています。簡単な修繕や付帯機器の交換（シャワートイレ等）については安易に業者へ発注することなく、自分たちで安全にできる範囲を見極めて交換部品の購入等で済むよう、経費節減に努めています。必要な修繕については、小修繕を適切に実施し、大規模修繕等については、設置者の市と協議して対応を図ってまいります。

設備管理は、基本協定に基づいた仕様で専門業者に委託し、各種点検・検査を行うとともに、安全上、防災上、衛生上の設備基準等の法令に基づいた管理を徹底します。また、機器の運転等に当たっては、無駄を徹底的になくし、省エネやリサイクルに積極的に取り組み、地球の温暖化の防止に努めます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

ケアプラザの所内会議で、市内、区内の事故情報の共有を適宜行い、事故防止等に関する意識向上を図っています。また、過去に発生した事故やヒヤリハットの内容をもとに原因分析を実施し、必要に応じて改善するとともに、職員研修を実施し事故防止の徹底を図っています。

ケアプラザの貸館利用者については、災害時の避難誘導の手順、利用者へ火器使用の際の注意喚起、爆発物、危険物の持ち込み防止、使用後の清掃、電気ガスの消し忘れ等をチェックリストにして点検を利用団体に周知するとともに、所長をはじめ職員が日常的に巡視点検を行い事故発生防止に取り組んでいます。

事故発生後の対応については対応フロー・連絡体制・報告・判断基準などを明示した法人統一の事故対応マニュアルを用いて対応し、市、区に迅速に報告するよう、研修を実施しています。ケアプラザ内で負傷者、急病者が出た場合などはマニュアルに従って（看護師資格等を持つ職員が館内にいる場合はその者を中心に）救急対応及び緊急搬送を手配し、その後事業所管理者（介護予防、居宅介護支援、通所）が所長の指示に従って市、区への報告を含む事後対応を行うこととなっています。

また、地域での防犯活動にケアプラザも貢献すべく、施設内外の安全点検を実施しています。日々の業務の中では開館時間内（日中）及び閉館直前に職員による施設回りの見回りを行い、不審者や危険物等に注意し、施設を含む周辺地域の安全確認を行います。無人時の施設管理においては警備会社と連携し防犯カメラ等の設置も含め遠隔機械警備にて安全管理を行い防犯に努めます。

## (3) 災害に対する取組みについて

### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

横浜市の標準マニュアルを基に、中村地域ケアプラザの設置マニュアルを作成しています。内容は開設手順チェックリスト、開設責任者（予定者）の順位リスト、災害時の連絡先一覧などで、これを災害時用の携帯電話と一緒に保管しています。

マニュアルの内容については開設までのプロセスを開設責任者（予定者）中心に情報共有し、区への連絡を含めてスムーズな開設ができるよう準備しています。職員の参集についてはケアプラザの近隣居住者を中心に自身及び家族の安全確保ののちに参集することとしており、開設責任者（予定者）の参集状況に鑑み区への開設可能連絡を送ることになっています。

全体としては防災備蓄品のチェックを複数職員で実施することで所在や数量などの情報を多くの職員が把握し、いざというときに活用できるよう備えています。

また、区が実施する開設通知訓練などに参加し、所内での研修と合わせて開設が必要になった際

には区に設置される防災本部と連携し、適切に開設・運営できるよう、このマニュアルを職員間で情報共有しています。

#### イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

震災、風水害などの災害発生時には、結果回避義務(発生事の対応)に従い迅速に初期対応を行い、全職員が自らと会館利用者の安全確保を第一として対応します。マニュアルには事前/発生時/事後それぞれに職員が取るべき行動や、関係機関等への通報/連絡等の手順を記載し、これを活用します。特に高齢者や障害者、子ども達の被害が最小限となるよう、職員全体が一体となり「守る態勢」をつくります。具体的な防止策として以下の事項を定めています。

- ① 事前に作成した職員緊急連絡網に基づき、緊急事態発生時はスタッフ全員に情報が伝達され迅速に対応できるようにします。
- ② 近隣の医療機関や消防署・交番・地域防災団体等との緊急時の連絡を確実にすると共に、職員が年2回の防災訓練に参加できるように企画します。災害時、これらの機関等に連絡し、速やかな対応により利用者や地域住民の安全の確保に努めます。関係機関等の連絡先を作成し掲示します。
- ③ 地域の防災訓練等に参加し連携を図っています。中村地区の3拠点合同防災訓練や中村2丁目東部町内会の消防訓練などに参加し、地域防災に関する職員の意識向上を図ります。職員が救急法を学ぶ研修への参加を奨励し、またAED講習や子どもの救急講習等を受講します。
- ④ 災害時、南区役所に設置される対策本部からの指示や関係機関との連携により、迅速に対応して利用者や地域住民の安全の確保に努めます。

また、地区社協の防災取り組みにも協力しています。合同で地区社協広報紙「みどりとかぜと」の編集会議を行い、日頃の備え、避難情報の入手方法等を記載した紙面づくりを行っています。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

ケアプラザの公益性に鑑み、特に地域包括支援センターにおいては横浜市地域包括支援センター運営事業実施要綱にて職員の責務として「包括センターの職員は、公正中立性に十分留意して行動しなくてはならない」とされており、居宅介護支援事業者においては、横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例において、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない。」とされています。これらの遵守は利用者による適切な自己決定権の確保という観点から最重要課題の一つと考えています。

以上を前提として、次の点に留意しつつ対応致します。

- ① 相談者の住所地、心身状況、世帯状況、経済状況、意向等を聞き取り、これらを踏まえつつ、

相談者にとってより適切と考えられる介護保険サービス事業者等を含めた社会資源、社会保障制度等を分かりやすく説明し、複数の選択肢を提示します。

- ② 選択肢の提示の際には、市発行の情報誌「ハートページ」を活用し、さらに各事業者パンフレットや公的機関による公開情報を加え、口頭だけでなく、書面等による視覚情報も交え可能な限り分かりやすく説明します。利用者及び家族がご自身の希望に沿った事業所の選択をお手伝いします。
- ③ 利用者が自己決定にて選択したサービス提供事業者についても、利用者が望むサービスを受けられないと考えるときには、ご本人の意思により契約を解消し、新たなサービス提供事業者を選択可能であることを説明致します。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

##### 1. ニーズの把握と対応

当ケアプラザでは利用される方々のニーズを把握するため、下記の通り取り組んでいます。

###### 1) “待ち受け”のニーズ把握

地域交流貸室のご利用者、地域包括支援センターの総合相談窓口の利用等、ケアプラザに来所される利用者から直接うかがうご意見をもとにニーズを把握していきます。

また、ケアプラザ内にはご意見箱を設置し広く皆さまのご意見をうかがう他、主催イベント等の機会にアンケートを実施してより多くの方々からのご意見をうかがう機会を作っています。

そのほか居宅、地域交流、地域包括、生活支援の各事業でアンケートを実施し、それぞれのご利用者からのご意見をいただいています。このアンケートは集計・館内掲示で公開し、職務にあたる基本姿勢などの向上に生かしています。

###### 2) “御用聞き”のニーズ把握

連合町内会、民生委員・児童委員協議会、老人会クラブ、地域のサロン等の会合に出席をお願いし、広報紙やチラシを配布して、事業等の広報とあわせてご意見をうかがっています。また、区役所や区社協の地区担当、近隣の関連施設からの地域情報収集を積極的に行います。

###### 3) “アンテナ”のニーズ把握

文献、インターネット情報等を検索して地区の社会資源の成り立ち等を歴史的に振り返りながら地域活動の変遷、地域ニーズの変化を学び、現在のニーズ把握に繋げていきます。

###### 4) 運営協議会等の会合でのニーズ把握

運営協議会では半年ごとの活動・運営内容をご報告するとともに、その半年で発見した課題などに取り組む方向性を示しご意見をうかがう場所でもあります。こうした機会を通じて委員の皆さまからご意見を頂戴し、ケアプラザ運営に生かしてまいります。

当ケアプラザでは満足度の高いサービスを提供するため、来所者に対して笑顔で挨拶、そして日常的に声掛けを実施するなど、良好な接遇態度と来所者とのふれあいを基本として、深い信頼関係を築けるよう心がけています。朝礼時に唱和する羅針盤（前述）では「苦情には感謝の気持

ちをもって対応し、より信頼をいただく良い機会として生かします。」としており、これを基本的な姿勢として日々意識向上に努めています。

## 2. 苦情解決

ご利用者及び地域住民の方から苦情をいただいた場合、内容は適宜市役所・区役所に書面、口頭連絡等で報告するとともに、真摯に受け止め誠意をもって対応する姿勢を職員一人ひとりに教育します。

- 1) 所長を苦情解決の総括責任者とし、各部門の管理者を苦情受付担当者として、次の点に留意し心のこもった対応と速やかな解決を図るようにします。
- 2) 苦情内容は記録を残し、関係者の会議で要因分析を行なって対策を検討すると共に再発の防止につとめます。
- 3) 法人の設置している第三者委員会により、重要課題については連絡、相談をとり、適切な対応・解決に結びつけられるよう対応いたします。

## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1. 個人情報保護の取り組み

当ケアプラザでは、毎年5～6月ごろに数回に分け、全職員を対象にした研修を実施しています。これは指定管理の協定に基づくもので、横浜市の個人情報保護条例および関連法規、規程について概要を学ぶものです。研修後は実施を区に報告するとともに、受講した職員の誓約書を提出しています。

また当法人では「個人情報保護に関する規程」を定め、これに従って利用者の権利・利益を保護するために、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を「個人情報保護に関するマニュアル」として、職員に対し上記と併せて研修を実施しています。

個人情報の開示等について請求があった場合は、横浜市が定めた標準様式を用いて相談、申請を受け付け、これを適切に運用して対応いたします。

### 2. 情報公開の取り組み

市の指定管理料等によって運営されている地域ケアプラザは、広く住民に運営状況が開示されることの重要性を理解し、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に準じ適正な対応を行います。

当ケアプラザで発行している広報紙（毎月1日発行）では事業や取り組みについて適宜お知らせしています。また、法人ホームページ等で地域ケアプラザ事業の紹介などを行ってまいります。

運営状況等の情報公開については、内容を充実させ、総務省の基準に基づくアクセシビリティを確保したホームページを公開、適宜情報の更新を行っています。また、介護サービス情報の公表制度に基づく情報では、神奈川県指定機関による確認を経て所定の方法で開示していま

す。

また、平成30年度に第三者評価を受審し、その情報は南区のホームページ内で公開されています。各年度の事業計画書、事業報告書についても同様に南区のホームページ内で公開されています。

当ケアプラザの情報ラウンジには、上記の事業計画書、事業報告書、予算決算書、第三者評価書等を常時備え付け、閲覧に供しています。

### 3. 人権尊重の取り組み

当ケアプラザでは人権擁護の講座（虐待防止、特殊詐欺、成年後見等）を館内で実施するとともに、地域のサロン、町内会の会合などで上記の出張講座を実施し、人権擁護に取り組んでいます。

また、区保健センターとの定例カンファレンスを通じた情報や、民生委員・児童委員の皆様からの情報を積極的に収集し、地域の方々の個別支援について速やかに対応できるようにしています。



特殊詐欺防止講座

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

### 1. 環境への配慮

#### 1) 横浜市のごみゼロ「ヨコハマ3R夢プラン」の理解と実践

横浜市のG30に続く、「ヨコハマ3R夢プラン」の理解に努め、更なるごみの減量とリサイクルなどで発生するCO2などの温室効果ガスの削減に努めます。

##### ①リデュース(Reduce)

廃棄物のモトになる無駄づかいを減らします。特に、OA機器の普及に伴ってコピー用紙などが増える傾向がありますので、購入量をチェックするなど、紙の使用量の削減を図ります。購入する場合は、中古品、リサイクル品、グリーン購入適合品を必要な分だけ購入するようにします。購入したものは出来るだけ長く使います。また、冗費を削減するために購入先を検討したうえで必要以上のまとめ買い等を減らしています。

貸館業務では、ごみの発生抑制を会館利用者をお願いします。(例:使い捨ての割り箸や容器は使わず備品の箸や容器を使う)

##### ②リユース(Reuse)

物品を購入する場合は繰り返し使えるもの、不要紙の裏紙の利用、広告から屑かごに利用等、小さなことでも徹底した取り組みによって、職員にゴミの減量化を意識づけます。法人では各事業所で不要になった什器、備品などについては、法人独自のリサイクルシステムを設置し、各事業所の不要品をリスト化し、必要な事業所で再利用を行っています。

##### ③リサイクル(Recycle)

廃棄物については職員が分別を徹底し収集・軽量等に携わることで事業の意味を周知し、リサイクルについての理解と取り組み徹底を図っています。

## 2) 電気・ガス等エネルギーの使用の削減

- ①電気等エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ②空調設備の運転は、冷暖房の設定温度を夏季 28 度、冬季 20 度を目安に設定して省エネ運転を行います。服装等はクールビズ、ウォームビズで対応します。
- ③昼休みなどは使用していないOA機器の電源を切ります。
- ④不要な照明などはこまめに消灯する事を徹底します。
- ⑤館内掲示等で、施設ご利用者へ向けて省エネ呼びかけを励行します。

## 3) 建物内外の整備

- ①5 S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）1 U（美しい）運動を推進します。5 Sの取り組みによって、来訪者が気持ちよく活動できるようにします。
- ②市民として、地域清掃に参加すると共に、ケアプラザ周辺の道路等の清掃を行います。

## 2. 市内中小企業優先発注

当ケアプラザでは市内の中小企業に備品購入等の発注を優先的に行っています。現在はOA用品を中心とした消耗品の発注のほとんどを近隣及び市内の事業者複数との取引で調達し、計画的な購入を心がけています。

また、設備など経年劣化による修繕が増える傾向にある中で、修繕に当たっては市の作成した市内業者一覧の中から過去の実績などに鑑み信頼できる事業者の相見積もり等による役務委託するようにしています。

また法人の経理規程に基づき、一定条件下においては相見積もりを採る事で、不要な経費増額を抑制します。

## 3. 男女共同参画推進

当ケアプラザでは、「横浜市男女共同参画推進条例」に準拠する方向性をもって、職員は市の男女比目標を上回るよう採用、配置計画を進めます。現状において当ケアプラザでは女性の比率が高い（準職員まで含む比率は男性：女性≒1：2）のが現状です。

法人全体では看護師、ケアワーカー等を中心に出産・育児休業を取得する職員も少なくないことから、ケアプラザにおいても（職種にこだわらず）こうした休業を本人の希望に基づき取得できるよう支援しています。また育児、介護等の休業については男性も積極的に取得できるよう、人事管理を行う所長だけでなく法人本部の人財部（=人事部）においても相談を受けつけています。

その他、下記の各点に取り組みます。

- ① 配属及び勤務時間、勤務日数において、育児、介護等の家庭の事情を考慮する。
- ② 男女別による画一的な業務指示を排し、個々の人間としての能力を見極めつつこれを行

う。

- ③ 各種行政サービス、法人規則を活用し、就業困難な事由が発生しても、可能な限り継続就業できるよう配慮する。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

施設の貸し出しに際しては地域の福祉保健活動団体を中心に公平な条件のもとにご利用いただけるように心がけています。

施設の申し込みについては毎月1日に最大翌々月分を受け付ける形で行っていますが、先着順とすると早朝から順番取りで並ぶなどご利用者にご負担をかけることになるため、「当日9時に来館された方は全員同じ順位」という考えとし、そのなかで利用希望日が重なった場合は当事者同士の話し合いにより解決を図るという方法としています。

このことで早朝から並ぶことも避けられ、また利用団体の代表者が（ケアプラザ職員立ち合いで）直接交渉することで、互いの理解と交流が生まれ、譲りあい、都合しあう関係の中でご利用いただけるようになってまいりました。

また、年に数回この利用団体の方々にお集まりいただき、交流と情報共有を目的とした「なごみの会」を開催しています。ケアプラザのイベントへの協力・参加の依頼やボランティア活動への参加促しなどを行っています。

#### 1. 地域団体によるご利用

現在、中村地区連合町内会の定例会合は当ケアプラザと地区センターを会場に1か月交代で実施されています。このほか、地区社協の総会や事務局会議、広報紙編集会議、民生児童委員の地区会合、中村2丁目東部町内会の会合など、多くの地域団体による会合が行われています。

こうした会合はほとんどが年間計画に基づいて定例的に行われているため、スケジュールを事前に把握したうえでスムーズな予約、ご利用につなげられるよう、各団体との連絡をこまめにとりご利用をお申し込みいただいています。

#### 2. 自主事業の実施

地域の方々のニーズや興味関心をリサーチし、訴求力のある自主事業を開催しています。「中村塾」は年間計画に基づいて終活や権利擁護、認知症啓発などの講座を実施し熟年世代の生涯教育を標榜するとともにボランティア活動の新たな担い手を発掘することを目的として実施しています。この中村塾の受講生から地域のボランティア活動につながった方々もあり、今後もこれを発展継続させていく目論見でいます。

また日曜午後のウクレレ講座は利用率の低い日曜日の利用促進と「これまでケアプラザに来たことがない方々を取り込む」ことを目的とし、さらに障害児向け音楽イベントへ飛び入りゲスト

出演を果たすなど、異なる目的でケアプラザを訪れた方々を結びつける点で成果が出ています。

この「ケアプラザに初めて来る人」を増やす試みとして、カフェ事業は特に注目が集まりました。コーヒーを淹れる講座の受講生がボランティアとして登録し、カフェの日はこの方々が「中村バリスタ」として活躍しています。同じタイミングで近隣の障がい者施設によるパンや焼き菓子の販売で「オープンカフェ」とし、毎回大勢の方々がパンとコーヒーをお昼ご飯にするために集まってくださり、毎回売り切れ状態です。

また、日中ケアプラザに来られない方々を対象に「夜カフェ」を実施しました。日中仕事をしておられる方々が家族でお見えになるなど、新しい来館者の獲得につながっています。

一方で地域では以前から女性を中心とした手芸系の自主事業が人気で、「ポーセリン（焼き物の絵付け）」「ペーパークラフト」「ハーバリウム」「正月のしめ飾り」など、年間を通じてコンスタントに開催し好評を得ています。



「夜カフェ」

### 3. 広報紙の活用

利用促進に繋がる各種媒体の活用として、自治会町内会の掲示板に広報紙の掲示をお願いするとともに、ケアプラザ館内に掲示、他施設・機関に送付しています。また、地域内の民生委員、学校、高齢者サロンや協力してくださる商店等へ訪問のうえ、チラシなどを置かせていただくなどの広報活動に取り組んでいます。

### 4. 障害児(者)支援による利用促進

中村地区には中村小学校と同敷地内に中村特別支援学校が併設されています。この地の利を活かし、当ケアプラザでも障がい児のための活動を継続的に行っていきます。

自主事業「音楽で遊ぼう」は、主に中村特別支援学校の生徒さんとその保護者が参加する音楽イベントです。定期的で開催され、長年多くの活動をされてきた指導の先生と地域のボランティアが活動を支えています。またこの活動には前述の通りウクレレ講座の参加者が飛び入り演奏するなど、異なる活動同士のコラボレーションも起き、今後も参加者増が期待されます。

### 5. 子育て支援による利用の促進

地区社協の方々との共催で子育て支援サロン「ぼっかぼか」を定期的で開催しています。担い手は地域のボランティアの方々に、そこに高校生のボランティアなどが適宜加わって開催されて



子育て支援「ぼっかぼか」

います。主に幼稚園入園前の子ども達とその保護者の方々が参加して下さり、担い手も含めて30名前後の参加があります。クリスマス会では南区社協地区担当もサンタクロース衣装で加わり、歌や手遊び、クラフト、おやつなどを楽しみました。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

### 1. 高齢者の相談、情報提供

地域包括支援センターの3職種を中心に、日常的に相談をお受けしています。訪問相談を含む相談件数は月間150～170件/月、包括支援センター3職種が一人当たり毎日2.5～3件程となっています。

高齢者の相談は介護関連が主ですが、そのほか成年後見、環境整備（いわゆる“ゴミ屋敷”の解消に向けた整備）、8050問題（親が引きこもりになった子の面倒を見ている生活が、親の高齢化で破綻する社会現象）等、多岐にわたる相談が持ち込まれるため、こうしたケースについては包括だけでなく、南区の保健センターの専門職との連携によってご本人ご家族の生活再構築をお手伝いしています。

そこでは成年後見制度や横浜市条例や各種制度などの知識、情報が求められるため、3職種とも市、市社協などが主催する研修で最新の情報を常に得るとともに、これを部署内で共有して提供できるようにしています。

また市、区、そのほかの機関から送付される情報は常に整理し、情報ラウンジに掲示、配架するだけでなく相談室にも配架棚を置いて常時見られるようにしたうえで、相談者のニーズに合わせて情報提供できるようにしています。

こうした情報は個別支援（相談）で利用されるほか、地域のサロンや町内会、老人クラブなどへの出張講座でも活用され、地域に対する情報提供、発信となっています。

### 2. 子ども・障がい者の情報提供

現在、館内で行われている子育て支援プログラム（「ぽっかぽか」など）や障がい児支援プログラム（「音楽で遊ぼう」など）において、地域交流コーディネーターを中心に情報提供、発信を行っており、これが相談につながるなどの例もあります。近隣、市内、県内の施設や支援団体から毎月いくつかの情報（広報紙、講座やイベント案内など）が送られてきますので、こうした情報を配布するとともに、情報ラウンジには手取りやすい場所に常設しています。

また特に子育て支援では子育て経験のあるボランティアが多くかかわっていることから、「ご近所さんの知恵」をもらうような感覚で若いお母さんたちには身近な相談相手と認識されているようです。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

### 1. 事業担当間での連携

当ケアプラザでは「5職種会議(所長、包括、地域交流、生活支援)」「所内会議(所長、5職種、通所・居宅の各管理者)」をそれぞれ月1回実施し、月間予定の確認や事業・イベント等に

関する情報共有などを行っています。

この会議の重要な役割として「共通課題の解決」があります。それぞれの部署を通じて得られた地域情報やそこから抽出された課題について話し合い、解決に向けた取り組みを検討する場となっています。さらに所内会議では半年ごとに運営振り返りや事業構想についての意見交換等を行うことで、合意形成を図っています。これらの会議で合意された内容は各部署の会議でさらに共有され、全所員に情報がいきわたる構造になっています。

また、区、区社協及び区内ケアプラザ5職種それぞれが参加する職種別連絡会で提議された課題も、持ち帰ってケアプラザ内で共有（資料回覧等）することで、5職種が互いの動きを区域レベルで理解することもできています。

## 2. 行政、関連施設との情報共有、連携

区福祉保健センター職員との「定例カンファレンス」では互いの持つ情報の共有や予定の確認のほか、個別ケースに対する支援方法の検討と対応を行うことで連携しています。

地区内にある障がい者施設「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」とはイベントに参加協力したり、ケアプラザ内で両施設の製品販売を行ったりするなど、良好な関係性を作ってきました。両施設とは話し合いを重ね、今後もこうした関係性を発展させていくための取り組みを続けていきます。

中村地区は南北に細長く、ケアプラザと地区センターはその中でも比較的離れた場所にあるため、連携というよりは「エリアによる棲み分け」というようなイメージで互いの活動を理解していると考えています。一方の施設のヘビーユーザーは他方は遠くて行きづらいと考えているという状況で、なかなか共催事業などに踏み出すにはハードルが高いのですが、施設間においては毎月連合町内会の会合等を通じて定期的に情報交換を行っています。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

連合町内会の会合には毎回情報提供等のために参加させていただき、地区内にケアプラザの働きをご理解いただくための重要な機会をいただいております。特に連合町内会長、およびケアプラザのある中村2丁目東部町内会の会長とは折に触れて様々な事案についてご報告申し上げ、ご相談させていただいています。地区社協の会合（総会等）には所長以下複数名の職員が参加して情報交換と連携のための機会を持っております。

前述の通り所長、5職種は区内ケアプラザの職種別連絡会に参加して情報共有と意見交換を行い、区内の様々な動向について理解し必要に応じて協力してイベントなどに取り組むことが可能になっています。

地区内の障がい者施設との連携についても前述の通りです。定期的なカフェの開催（パン等の販売）のため情報交換、意見交換を継続して、今後一層連携を強めるべきと考えています。またイベント参加協力やネットワーク会議への参加など、連携に努めています。

地区内には石川小学校、中村小学校、中村特別支援学校、平楽中学校と4つの公立学校、およびよこはま看護専門学校があります。これらの学校とは互いの運営協議会への参加、キャラバンメイトによる特別授業、キッズクラブでのレク、中村地区三拠点合同防災訓練など、それぞれの学校のニーズ等に合わせて連携しています。また卒業式、入学式や運動会などのイベントに参加しご挨拶させていただくなど、ケアプラザの活動にご理解をいただいています。

地域包括支援センターでは区内のケアプラザと合同で区内及び近隣にある居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に勉強会を年数回開催しており、重要な情報交換、共有の場としています。

さらに、地域包括支援センターを中心として実施している地域ケア会議では、民生・児童委員の方々や、高齢者サロン運営の担い手の皆さん、地域の町内会役員の方々等に加え、近隣の個人商店主やコンビニのスタッフ、郵便局員の方々などにもご参加いただき、意見交換を通じて互いに知り合いつながっていくための土台作りを進めています。

また、地区内の高齢者サロン、老人クラブの集まりなどには所長と5職種がレクリエーション、認知症理解、終活、詐欺被害防止など様々なトピックを持って出張講座を実施しています。地域の方々の活動の場所に出向くことで、ケアプラザには足が向かない方々と関わらせていただく貴重な機会としています。



三拠点合同防災訓練

## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

南区はその区政方針の中で「減災」「健やか」「賑わい」「こども」の四つをキーワードに掲げています。ケアプラザはこの四つすべてにかかわりを持った取り組みを行っています。これらは区政方針や地域福祉保健計画、法人の運営方針などを根拠として年度当初に設定した「事業計画」に基づいて実施しています。

### ①減災

昨年9月には、中村地区でも台風で大きな被害がでました。10月には防災連絡会がケアプラザを会場として地区社協主催で実施され、地区内の学校、施設、町内会役員等多くの人が集まり、南区の防災担当の職員も交え意見交換を行いました。この中で区の発信する情報（注意喚起や避難所情報等）を中継する場所としてケアプラザの役割を改めて認識することができました。また中村地区の「三拠点合同防災訓練」にも参加し、福祉避難所についての理解していただくための説明等を行いました。

### ②健やか

中村地区では健康づくりに関する自主グループ事業の発足が遅れていましたが一昨年12月から南区高齢障害支援課保健師と連携して中居公園を会場としたグループ「脳トレウォーキング」を立ち上げました。毎回30名近い参加者でにぎわっており、担い手のかかわりも深まっています。

す。また2月からは唐沢公園を会場とした脳トレウォーキングも上記と同様に立ち上げ、初回は担い手も含め20名以上の方にご参加いただきました。現在この2か所で活動中です。

また、南区高齢障害支援課と共催する「お元気で21健診」は、唐沢や中村町5丁目等、ケアプラザへのアクセスが難しい方々のための出張健診として、毎年近隣の方々にご参加をいただいています。

### ③賑わい

高齢者サロン等の運営に協力して、イベントを企画、実施しています。昨年は八幡町でサロンと合同で演芸会（ウクレレ演奏、落語の会）を実施するなど、地域の小さなイベントを盛り上げる支援を行いました。そのほか、サロンや老人クラブでもレクリエーションプログラムの提供や包括支援センターによる各種講座等を行い、運営を支援しています。また、サロンの会場をお借りして南区高齢障害支援課担当係長にも参加していただく地域ケア会議を実施しています。

また、ケアプラザを会場として実施される「七夕フェスタ（ケアプラザ主催）」「いきいき中村の会（地区社協主催）」「ハロウィーンパーティー（子育て支援グループ主催）」は地域のイベントとして定着し、100～300名程度の方々が集まる大きなイベントとなっています。これらは南区の高齢障害支援課長や地域支援チームの地区担当の皆さんにもご参加いただいています。

### ④こども

前述の「ぼっかぽか」の他、「ばんびきっず」「たまっこクラブ」など、子育て支援グループの運営支援を行っています。また昨年設立されたNPO「おもいやりカンパニー」が独自拠点を整備して取り組んでいる地域の子どもの居場所づくりを支援しています。また、夏休みの子ども企画などを通じて地域の子どもの居場所の一つとしてケアプラザが徐々に認知されてきており、現在は午後から夕方にかけて、情報ラウンジでは小中学生が遊んだり宿題をしたりする姿が見られるようになりました。

## キ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

所長、5職種がそれぞれの区内連絡会等を通じて南区のイベントへ協力するとともに、地域支援チームの一員として南区主催の会議に参加し、地域担当職員との連携を深めつつ業務にあたっています。地域支援チームの会議では地域ケア会議やそのほかの場面でケアプラザが抽出した地域課題についても情報提供し、解決に向けた取り組みを連携して行っています。

また、南区、区社協と連携して地区社協が主催する地域福祉保健計画推進の会合に参加し、中村地区の課題について地区別計画レベルでの進捗について意見交換するとともに、次期に向けて新たな計画の策定に入ろうとしています。

地区別計画においては、他の福祉活動拠点と同様、ケアプラザも大きな責任と果たすべき役割があると考え、目標に沿った取り組みを地区社協等と二人三脚で進めています。

特にケアプラザの多目的ホールを使って行うイベント「七夕フェスタ」「子育て3サロン合同クリスマス会」などでは、事前の企画ミーティングに参加し、当日は会場設営等、裏方でイベン

トを支えるような役割を負っています。また「防災連絡会」「中村アカデミア」などにおいては地域の方々と意見交換を通じて課題の発見や解決に向けた方向性合意等にかかわっています。(これらのイベントは地区別計画の成果として区の広報でも紹介されました)

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

坂道の多い中村地区の特性上、ケアプラザを会場にして行う福祉保健活動は一定の地域の方々に参加しにくいという状況が必ず発生します。新しい事業を企画、立ち上げる場合、こうした方々への配慮も必要となります。現在はこうした状況に対し、ケアプラザを会場にした事業と併行して「出張講座」「出張サロン」という形で対応しています。

高齢者の活動ではケアプラザで行う権利擁護講座や終活講座、趣味の寄せ植え講座等、特に人気のある講座を高齢者サロン等の活動場所にお邪魔して実施するなど「参加しやすい事業」の企画を心がけています。

また、子育て支援のサロンについてもケアプラザで行うものと、少しケアプラザから離れたマンションの集会所や町内会館を会場として行うものがあり、それぞれを地区社協との共催事業もしくは地区社協主催でケアプラザ協力の事業として継続しています。



出張講座  
「エンディングノート」

こうした「出張講座」等の事業は、既存のグループのメンバーとその友人、拠点の近隣の方々などが中心となって参加されるため、単体の活動として自主グループ化へ向かうものではありませんが、結果として当該既存グループの活性化（メンバー増強や組織化）を支援し、活性化することができています。ケアプラザを会場としない活動としてこうしたグループの支援は「自主活動化」に匹敵する地域人材発掘と活性化につながるものとして取り組んでいます。

また、障がい児の活動として「音楽で遊ぼう」を継続的に実施しています。これは実質的には中村特別支援学校の児童とその保護者の方々を中心に開催される事業で、中村地区主任児童委員の皆さんと、近隣の学生などが担い手としてかかわっていただいております。こうした方々との共催事業的な展開となっています。

### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

当ケアプラザは、中村地区連合町内会、中村2丁目東部町内会、地区社協、保健活動推進員、民生児童委員協議会、中村地区老人クラブ連合等、さまざまな地域団体が月例の活動場所として利用していただいております。こうした団体は会議スケジュールやイベントの予定などが年間で決

まっているため、ケアプラザもできるだけ正確に把握し、ルールに則った予約をスムーズにさせていただくための準備としています。

また、ちょこっとお助け隊、おもいやりカンパニー、認知症キャラバンメイトなど、特定の活動を行う地域のボランティア団体も、年間を通じてコンスタントに貸室を利用しています。こうした団体は生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーターが業務上の関わりが深いため、両コーディネーターを窓口として利用予約（日程の確定）を受け、正式な申込を受け付けることとしています。

おもいやりカンパニーが独自拠点を開設するまでは、同団体が主催する「ママ・マルシェ（高齢者の買い物支援を目的としたパンや野菜の販売）」の会場として、正面入り口に特設売り場を開設していました。これに合わせて「なかむらバリスタ（コーヒーボランティアグループ）」のカフェを開催することで双方の集客増につながり、毎回楽しみにしてくださる方々も増えました。おもいやりカンパニーの拠点ができてからは「ママ・マルシェ」の活動もケアプラザで行わなくなりましたが、今は「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」の皆さんとの連携が始まり、カフェが継続できるようになりました。



「ママ・マルシェ」

ケアプラザでは貸室の空き状況を3ヶ月先まで常時公開しています。受付カウンター脇の掲示板に掲示してあるためそれぞれの団体の方々はその表を見ながら次の集まりの予定を考える等、スムーズな予約につながっています。また、講座やイベントに参加された方が帰りがけにその表を見て空き室の状況を知り、予約申込をして帰る等も見られるなど、活用していただいています。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

現在、当ケアプラザには福祉保健団体（団体I）が40団体、個人のボランティア登録が55名あります。こうした方々には毎年数回の「和みの会（利用団体交流会）」やシニアボランティア登録説明会、認知症キャラバンメイト研修への参加促し等を通じて、組織的な登録増に取り組んでいます。

また、自主事業のいくつかはこうしたボランティア活動の人材発掘を主目的、もしくは副次的な目的としており、個人のボランティア登録が年間を通じて少しずつ増える成果を得ています。趣味講座的な事業の参加者が、次の同様な講座の際には、事前準備や当日の補佐などとして参加していただき、事業に取り組む上でも重要な担い手となっています。

こうした方々には適宜シニアボランティア登録をしていただいたり、認知症キャラバンメイトへの個別参加をお勧めしたりと、継続して関わっていただくための環境づくりを併行して進めております。

また、元気づくりステーション参加者にデイサービスでのお話相手や将棋などのお相手、お茶出しのおもてなしなど、個別にボランティア活動をお願いしているケースもあります。

こうしたお勧めは生活支援、地域交流の両コーディネーターが中心となっておりますが、担い手発掘には包括支援センターの予防事業や講座などの自主事業が大きな役割を果たしており、包括3職種との連携も欠かせない要素です。包括側としても介護予防における個別支援の選択肢としてボランティア活動は重要であり、参加されるご本人、コーディネーター、包括にとってそれぞれのニーズが充足される取り組みであると考えます。

ボランティア活動への参加をされる場合、参加する団体やデイサービスの側の状況にもよりますが、当面はコーディネーターやデイサービス職員、受け入れる団体のリーダーなどによる個別支援（オリエンテーションと当初数回のOJT的な支援）が必要です。こうした部分のコーディネーターにも活動への定着とご本人のモチベーション向上維持を目的に取り組んでいます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域内の福祉保健活動団体や諸施設、拠点などとは、これまで互いに広報紙などを送付し合い、情報交換を行う関係性を持ってきました。ここから得られた情報は情報ラウンジや受付カウンター等での配架、廊下掲示板の地域情報掲示、イベント時の直接配布など、さまざまな方法で地域の方々にお届けしています。

当ケアプラザで発行する広報紙「和み（なごみ）」では高齢者、子ども、障がい者にかかわる地域の情報を掲載し、各自治会・町内会での回覧、掲示などに活用いただいています。広報誌は連合町内会の会合時に各町会の会長のみなさまにお渡しし、併せて地域交流コーディネーターから適宜お勧めの記事などをアピールしています。

人材についての情報は、個人情報管理の観点から情報ラウンジなどでの公開に適さないものも多くありますが、地域内でのボランティア募集やまたボランティア希望者の情報等については地域交流、生活支援の両コーディネーターが窓口となって管理しています。状況に応じて包括等も関わりながら、個別支援という形で情報の収集と提供を行っています。

## (3) 生活支援体制整備事業

### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域概況としては、地域アセスメントを作成し、地域課題を把握する取り組みを行っています。アセスメントには、統計資料や地域の社会資源などの情報の他、自治会・町内会やボランティア団体が運営するサロンや老人クラブなどの会合に所長・5職種が出席して見聞きした情報を多く盛り込み、ニーズ把握に努めています。そのほか地域内にある高齢者住宅（サニーコート横浜、リフレッシュ中村町）でも出張講座（エンディングノート講座、レクリエーション）などを行った際に個別聞き取りやアンケートをお願いし、ニーズ把握に取り組んでいます。また、近隣の地

域活動拠点（はなもよう、おもいやりハウスなど）にも高齢の方々が多く集まることから、同拠点での聞き取りを適宜行っています。

こうして得られたニーズ情報及び地域包括支援センターで把握する個人情報からテーマを選び、地域ケア会議（個別ケース）を開催することで分析・課題解決を図っています。地域ケア会議（個別ケース）では、個人の課題解決を図るとともに地域課題の分析を行っています。この分析結果を地域ケア会議（包括レベル）で報告し地域活動の主体となっている方々（町内会、民生・児童委員、老人クラブ、地域活動ボランティア）を交えた意見交換を行っています。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

中村地区は古い住宅街と自営業の店舗が中心となっている中に学校や公共施設（水道局）、福祉拠点（高齢者施設、障がい者施設、更生施設など）が点在する町です。単位自治会・町内会が他地区に比べ細分化されており、古くから居住される方々を中心に祭礼等の行事やサロン活動、見守り活動等で関係性を保っているのが特徴の一つです。

こうした地域では「知り合いの知り合い」をたどっていくと様々な方々とつながっていくことが可能であり、当ケアプラザのコーディネーター、包括職員もこうした形で連携のきっかけをつかんできました。学校や施設は公の場でのつながり等がありますが、地域の小さなサロンや個人で近所の方々を見守っている篤志の方々については、すでにケアプラザ職員とかかわりを持っている方々から情報やご紹介をいただいたりしながら把握に取り組んでいます。ご紹介いただいた際には実際に現地に職員が訪問し、お話を聞いたりケアプラザについてご説明したりする中から交流のきっかけを作っています。

こうした小さな社会資源の情報は地区社協も把握しており、広報紙「みどりとかぜと」で高齢者サロン特集を組むなどしています。当ケアプラザもこの広報紙の紙面作成をお手伝いしており、情報を共有して互いの情報更新に役立てています。

そのほか、地域情報を多く取り上げる地域紙（タウンニュース）には中村地区の情報も頻繁に掲載されます。また地区内の小中学校、地区センター、障がい者施設等の拠点とは互いの広報紙を交換しており、多様な社会資源を把握するうえで貴重な情報源となっています。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

「目指すべき地域像」の概要は中村地区の福祉保健計画に示され、この計画の実現にはケアプラザも大きな責務を負っていると考えています。地区計画推進・策定の会合で地区計画について地域の方々のご意見をうかがい、ケアプラザの果たすべき役割を検討しています。

また、地域の高齢者サロン等に出向き、そこに集う方々のお話に耳を傾けることも継続してま

いりました。この中で共通して挙げられた「買い物年々不便になっていく」という課題について子育て支援グループの方々と話しあいました。

この方々はグループでの交流を通じて「地域のために何か役立つことをしたい」という気持ちを持っていて、ケアプラザで実施された「サービスBについての説明会」等にも参加し、自分たちにできることを探していました。このことが、「おもしろい隊」の結成を経て現在の「NPO おもしろいカンパニー」の活動のベースとなっています。課題の発見とそれに取り組む人材の発見が呼応した形でできたことで、成果が出たと考えます。

現在、地区社協の広報にかかわる事務局メンバーと「地域防災」について取り組んでいます。今は地区社協広報紙で災害に備える情報を載せた保存版のリーフレットを作成中で、これには中村地区のお住いの方々に「震災」「風水害」を想定した日頃の備えと、避難情報などの収集方法などを掲載する予定です。

今後はこのリーフレットに基づく各町会への防災の意識向上や福祉避難所としてのケアプラザの役目等をご理解いただくための勉強会を構想中で、将来的には中村地区の「三拠点合同防災訓練」にケアプラザや地区内の施設も連携していくことを考えています。

上記のように、「一つの課題」と「課題に取り組むグループ」をつなぎ合わせ、継続的に取り組むことで課題の解決を目指すという方法を繰り返して、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。

## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

私たちの知らない素晴らしい人材や資源が地域の中にはたくさん眠っており、これを発見するためには地域を歩いて回り、町の変化を見て感じることも重要と考えます。その変化の中に新しい活動を起こす可能性を常に探っています。

最近では新しいカフェがケアプラザから徒歩圏内に出店し、そのオーナー、バリスタと懇意になりました。二人とも地域の中で活動することに興味を持っており、ケアプラザの活動にも理解を示してくださったことから、ケアプラザのコーヒーボランティアと一緒に活動することとなりました。これがさらに「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」のパン・焼き菓子販売との合同でのオープンカフェにつながっています。

これまでオープンカフェは「おもしろい隊」のパン販売とセットで実施してきましたが、「おもしろい隊」の拠点開設に伴いケアプラザでのパン販売が難しくなったことから「どんとこい・みなみ」等との連携を改めてスタートさせたものですが、このように地域の資源とケアプラザのボランティアグループを組み合わせたり、グループ同士を引き合わせたりすることで新しい活動が生まれたり、変化しながらも継続するきっかけを作っています。

「おもしろい隊」の活動は、特にサービスB事業を行う団体として、その設立から現在に至るまで支援を続けています。グループの立ち上げからサービスB補助金申請、まち普請事業への申請、NPO法人格取得など各種手続きを支援したほか、南区高齢障害支援課と連携し、ケアプラザを会場として「地域のサービスB説明会」を実施するなど、活動の周知等に取り組んでいます。

また、ケアプラザが継続的に支援している活動として「ちょこっとお助け隊」が挙げられます。同グループはこの数年で活動数が大きく増え、その把握がボランティアベースでは難しいとの意見があり、ケアプラザも依頼受付窓口として機能するほか、年数回の会合の資料や活動案内資料の作成を支援しています。いずれもメンバーの中に得意とする人材が見つからないということで、グループの代表の方と二人三脚で進めています。

地域の活動・サービスと一口に言ってもその支援にはグループの特徴、特性によって様々です。ケアプラザとしてはグループのみなさんと協議を重ねつつ、それぞれに必要な支援を行うという形で取り組んでいます。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

現在は民生・児童委員や友愛活動員、中村地区連合町内会等の定例会に5職種が分担して出席するなど、開かれた総合相談窓口になるべく、情報発信と収集を重ねています。また、前述のとおり地域内の老人クラブや高齢者サロン、出張講座などの際に「困りごとがあればケアプラザへ」というアピールを行い、広く周知を図っています。この地区はケアプラザへのアクセス困難な方が多いため、高齢者住宅やマンションの集会所、地区内の喫茶店の一角等をお借りしての出張相談会も年間を通じて実施しています。

包括支援センターの総合相談実績は平均すると150～170件/月、これを包括支援センター3職種が一人当たり毎日2.5～3件程度お受けしています。土日、夜間(21時まで)を含む30日/月を常勤3名でカバーする上に3職種それぞれに独自の事業、業務をかかえながらの相談業務ですので、3名が常駐する時間帯は少なくなってしまうますが、できる限り事前にご連絡をいただき、相談や訪問の日時をお約束いただくなど、地域内の方々の困りごとをしっかりと受け止められるよう心がけています。

お受けした相談は3職種の連携で解決に取り組むほか、近隣の居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、ボランティア団体等の提供への橋渡しや、成年後見制度のご紹介や区役所の関連部署(高齢障害支援課、生活支援課など)との連携等、ご本人、ご家族の困りごとに応じた解決策のご提案等を行ったり、地域ケア会議を通じて様々な立場の方からのご意見をうかがったりしながら解決を図っています。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

日々お受けするご相談の中には、ご家族の認知症に関するものも少なくありません。早期発見、早期治療につながるきっかけとして医療機関と連携して「認知症初期集中支援チーム」につなげるなど、認知症対応の様々なサービスのご紹介、橋渡し等に取り組んでいます。

また、地域の方々にご参加いただいている「認知症キャラバンメイト」の活動を支援しています。当時の保健活動推進員の皆さんを中心に発足した中村地区のキャラバンメイトは活動歴の長い担い手さんが多く、定期的に会合、研修を行いながら地域の学校（中村小学校、よこはま看護専門学校）、福祉拠点（中村地区センター）事業所（郵便局）などで啓発講座の活動を行っています。当ケアプラザの職員にはキャラバンメイトの研修を受けキャラバン隊の一員となって活動している者もあり、包括支援センターと一体的に活動を進められる体制を備えています。

また、前述の中村塾に参加された方が新たに加わっていただくなど、新しい担い手の獲得にも成果が徐々に出ています。こうした方々には既存の啓発活動に加わっていただくほか、地域の見守り活動にも参加をお願いしています。



「地域ケア会議」

中村地区では認知症の方々についてコンビニエンスストアの店員さんの気づきが支援につながるケースもあります。毎日同じものを（消費できる量以上に）買い込んだり、お釣りの計算が困難なために少額の買い物でも 1000円札で必ずお釣りをもらうなど、認知症の兆候に気づき独自の対応をしてくださったりします。こうした方々とも連携し地域ケア会議等でご意見をいただくことなどは、認知症の方々を地域で支えるうえで欠かせない働きとなっています。地域ケア会議に出席いただいたときは、同会議に出席いただいた町会長、民生委員のみなさんからも「自分たちが把握できていない現状について知る良い機会になった」との感想をいただきました。

## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

南区は残念なことに振り込め詐欺被害がとても多い地域となっています。高齢者の世帯が多く歯止めとなる家族が身近にすくないことも一因として考えられ、詐欺被害防止のアピールはケアプラザの大きな課題の一つです。

地域包括支援センターでは館内で行う講座の他、老人クラブ、サロンや町内会の会合などに向いて啓発チラシを配り注意を呼び掛ける等の出張講座を、年間を通じて実施し被害防止に取り組んでいます。また、認知機能低下で詐欺被害に遭う危険性もあることから、成年後見にかかる制度についての講座や個別の相談会も実施し、適切にご利用いただけるようご案内しています。

また、高齢者虐待も（件数として多いわけではありませんが）重要な課題です。虐待は8050問題やセルフネグレクト、いわゆるゴミ屋敷といった課題が複合的に生じているケースもあり、こうした課題に取り組むことは虐待防止につながるものとしてとらえられるべきと考えています。

当ケアプラザでは介護者サロンで介護する側の悩みや行き詰まりを傾聴し、ご家族のストレス

を軽減、解決に向けた相談をお受けする態勢を整えています。また個別支援としては区役所と連携してゴミ屋敷の解決や引きこもったご家族を支援機関につなげるなど、虐待を生じさせる構造的課題の解決に取り組んでいます。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

中村地区は高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が多くあります。こうした方々は古くから中村地区に住み子ども世代が巣立った後も住み続けている方々と、単身者用の低廉なアパートに住んで高齢化した方々などが混在します。



ケアマネジャー研修  
「家庭内の害虫への対応」

特に後者は地域とのつながりが薄く知り合いもわずかという方もおり、周囲が気づいたときには精神疾患や引きこもり、介護、経済困窮など複合的に課題を抱えていることもあります。

こうしたケースを担当するケアマネジャーへの支援として、研修などを適宜実施しています。最近では「家庭内の害虫への対応」を研修テーマに取り上げ、トコジラミ等について学びました。対応を誤ると自身が媒介者になる危険性もあるため、こうした研修は重要であると考えます。

経験の浅いケアマネジャーのプラン作成やご家族への対応、諸制度の適切な利用などについてアドバイスをするケースもあります。また特にケアマネジメント導入時にケアマネジャーと同行訪問し、スムーズな導入を目的とした支援を行っています。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

認知症のご利用者や脳血管系障がい、内部障がいのあるご利用者に対する支援においては医療機関との連携は特に重要です。現在は協力医や市大病院を中心とした近隣の医療機関との連携に継続的に取り組んでいます。市大病院とはご利用者の支援だけでなく医学生・看護学生の実習など人材育成にも協力しています。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は個別ケース課題について介護サービス事業所関係者だけでなく、町内会長や民生・児童委員、ボランティア活動団体の方々等様々な立場からご意見をいただいて解決を図るといった側面と、個別課題の中から地域特有の課題に気づき、これに取り組むきっかけを作るという側面があります。地域ケア会議を開催する際には、必ず冒頭でこの二つの側面をご説明申し上げ、会議のゴールを明確にした上で意見交換を行っています。この説明を毎回行うこと「個別課題の解決」「地域課題の発見」という地域ケア会議の機能を多くの方々によくご理解いただき、地域への浸透を図っています。



地域ケア会議  
「ケアプラザの認知度アップ」

また、直近では認知症初期集中支援チームの一員である医師にも地域ケア会議にご参加いただき、地域の方々へ同チームの存在や役割についてご理解いただくアピールを行いました。こうした地域の課題解決の仕組みがさまざまに存在することを「会議参加と意見交換」を通じてご理解いただけるのも地域ケア会議を活用していく意図の一つとなっています。ご理解いただくことで互いに関係性ができ、ネットワーク化につながるものとして期待されます。公の仕組みだけでなくボランティア活動を行う団体や個人の働きをご紹介するなど、課題解決の中で役割を負っていただくことで、これをきっかけにネットワークが広がっていくものと考えています。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

中村地区では、指定介護予防支援事業をご利用いただく人数は月間で160名超、年間で延べ1,900名超となっています。当ケアプラザでは、地域包括支援センター3職種の他、ケアマネジャー資格を持つ介護予防支援プランナーを1名配置し、ケアプラザの居宅介護支援（ケアマネジャー）と併せて60名程度のケアマネジメントを担当、そのほかをケアプラザ外の居宅介護支援事業所に委託して行っています。

委託先の選定については、利用されるご本人、ご家族の希望を第一としています。ホームページ等地域の事業者の情報を提供して、ご希望をうかがっています。特段の希望がない場合は過去実績、ご利用者宅へのアクセスの利便性、各事業所の受託可能状況等を配慮して複数の候補を挙げ、選んでいただくこととしています。

受託先を選んでいただいた後はご本人、ご家族と事業所の管理者、担当者等の顔合わせに同行訪問し、スムーズな予防プラン作成に向けた関係性作りを支援しています。

その後は給付管理（毎月の実績確認）を通じ、また場合によっては担当者本人との連絡等によって状況を把握し支援が必要であれば助言、同行などを適宜実施しています。またプラン作成に当たってケアマネジャーが公正・中立性を確保するため、ホームページ等を活用しての情報提供が適宜行われていることを確認する場合があります。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

介護予防普及強化事業への取り組みは、「住み慣れた土地で長く元気に暮らす」ためには非常に重要な役割を果たしています。平成28年度から始まった「Go!Go!健康講座」は区の運営方針にある「健やか」に基づく取り組みとして地域に定着し、一定のご利用をいただいています。今後もこの活動を進めていきます。

また介護予防サポーターによる「お元気で21健診」への取り組みは、その発足当初からかかわっていただいている担い手の皆さんと区高齢障害支援課と連携して進めています。

新しい取り組みとしては「脳トレウォーキング」を中居公園に次いで唐沢公園でもスタートいたしました。これはいわゆる「普及強化事業」ではありませんが、介護予防としてたくさんの方にお集まりいただき、楽しみながら介護予防に取り組んでいただいております。



「脳トレウォーキング」

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

ケアプラザの諸活動はケアプラザ単体で行うだけでなく、近隣の諸拠点や団体との連携で成り立つものが多くあります。特にインフォーマルサービスの果たす役割が大きくなってきており、こうした社会資源との連携はケアプラザの活発な活動に不可欠となっています。

最近の取り組みとしては、ケアプラザを事務局として活動するボランティア団体「ちょこっとお助け隊」や昨年法人化した「おもいやりカンパニー」がこれに当たります。両者とも地域の高齢者の困りごとを解決するために有志が集まって立ち上げた団体であり、これらとケアプラザとはまさに二人三脚状態でこれまで活動を進めてきました。

また、これまで互いのイベント協力等がかかわりのあった障がい者施設「どんとこい・みなみ」は、同じ法人が運営されている障がい者施設「へいへいほー」も加わって今年度からケアプラザでのパン・焼き菓子販売等を継続的にお願いすることとなりました。この販売ではケアプラザのコーヒーボランティア「なかむらバリスタ」の活動と併せてオープンカフェとし、近隣の方々に「ちょっと集まってゆっくりおしゃべりできる居場所」作りに多大な貢献をしていただいています。これまで数回の販売をしていただいておりますが、毎回短時間のうちに完売し「次回はもっとたくさん持ってきます」というお約束をしていただいている状態です。今後もイベント共催や事業協力等、関係性を深めていくことができると期待しています。

こうした団体のみなさんとは一つの仕事を一緒にするところから始めてすこしずつ信頼関係を築きながら連携を強めていくというやり方で進めています。連携が言葉だけのものにならず、担当職員レベルでも互いに良い関係性の中で連携できるよう、心がけています。これまで介護予防マネジメントなどで培ってきた介護サービス事業所との関係性と併行して、多角的な関係作りを目指します。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域ケアプラザは公の施設であり、「住み慣れた町で健やかで安心して暮らし続ける」ための地域福祉保健活動の拠点です。ここでの居宅介護支援サービスの提供は、このことを踏まえて、次のような事業展開を行っています。

日頃から協力医をはじめとした地域の医師等との連携し、医療ニーズの高い方々に対しても支援しています。また、地域包括支援センターと同じ事務所で常に連携できる強みを生かし、困難ケースの相談・同行訪問や介護予防支援の受託等に連携・協力して対応しています。

市大病院・みなと赤十字病院、佐藤病院など、近隣の主な医療機関との連携を図り、スムーズな退院、在宅復帰ができるよう支援します。

中村地区のみならず、区内他地区、区外近隣にも対応します。

また、以下の方針を掲げて居宅介護支援事業所を運営しています。

- ①心と心のふれあいを大切に、地域に密着したサービスの提供を目指します。
- ②生活の質を維持、向上させることで、住み慣れたまちで安心して暮らして行けるように、思いやりと優しさをモットーに支援いたします
- ③その人らしい生活を可能な限り在宅で継続できるよう、利用者や家族の立場にたって、一緒に考えていきます。
- ④介護保険制度を熟知し、情報交換や業務改善会議及び研修等を実施し、ケアマネジャーの質を高めていきます。
- ⑤公正・中立を旨とし、ご本人・ご家族の選択による介護サービス提供を心がけます。
- ⑥利用者や家族のプライバシーに深く関わる事業であり、個人情報漏えいが無いよう、関係法令及び守秘義務を厳守します。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料提案、収支予算については、当法人が7ヶ所のケアプラザを運営してきた実績を元に算出しております。具体的な数値については別紙様式3をご参照ください。

サービスのための経費・修繕費など、全体にかかる費用については、事業特性を踏まえた上でサ

ービス受益者人数や事業内容等に基づく「全体費用の適正な負担比率」が必要と考えます。修繕費については現状年間一律に60万円までとなっておりますので、この範囲内に収まるように計画的に修繕等を行い、これを超える分については区と協議して進めて参ります。

また、経費按分の比率については当該経費の性格、および各事業の年間計画等によって負担割合を検討します。事業計画の変化に合わせて見直しを行い、適切な状態を維持します。

## (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

### 1. 利用料金の収支の活用

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸館については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入していますので、いわゆる利用料金制（利用料金収入は指定管理者の収入とし、その収入を事業費に充てる。）は取っていません。地域活動交流で行っている自主事業については、横浜市の利用料金制の導入を機に、地域ケアプラザで、材料費等を参加費として個人負担にすることができることとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし、事業に活用しています。

また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は、法人が補填してまいります。

### 2. 運営費等について低額に抑える工夫

横浜市からの公的資金も注入されたケアプラザの運営は、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を定額に抑えることが必要と考えます。具体的には以下の取り組みを行ってきましたが、今後とも経費節減を図ってまいります。

- ① 物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。
- ② 空調設備の適正な温度管理や照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。
- ③ 役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせ、入札を適正に実施し、冗費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

#### 1. 利用料金の収支の活用

指定管理料で運営する地域活動交流事業のうち貸館については目的外使用を除き利用料金は徴収しておらず、また、目的外使用で利用料金を徴収したものは横浜市に納入していますので、いわゆる利用料金制（利用料金収入は指定管理者の収入とし、その収入を事業費に充てる。）は取っていません。地域活動交流で行っている自主事業については、横浜市の利用料金制の導入を機に、地域ケアプラザで、材料費等を参加費として個人負担にすることができることとなっています。利用者に適正な参加費をお願いし、事業に活用してまいります。

また、当初指定管理料及び追加の指定管理料を合わせても、地域活動交流及び地域包括支援センター事業の事業額が上回る分は、法人が補填してまいります。

#### 2. 運営費等について低額に抑える工夫

横浜市からの公的資金も注入されたケアプラザの運営は、事業等の執行を能率的、効率的に行うとともにあらゆる経費を定額に抑えることが必要と考えます。具体的には、以下の取り組みを行ってきましたが、より一層、経費節減を図ってまいります。

- ① 物品購入にあたっては常時「必要最小限の数量」とし、余分なストック等を抱えないようにします。ストックが多くなると節約の意識低下を招き、保管場所等のコストも膨らむため、定期的に購入する消費財（清掃用消耗品、紙類、文具全般）についてはこまめな購入を心がけます。ただし、信頼できる事業所から継続的に購入することで単価抑制を交渉します。
- ② 空調設備の適正な温度管理や照明・電気機器等の省エネ運用によって電気やガス等エネルギーの消費を抑えます。
- ③ 役務等の契約についてはその金額に応じて見積もり合わせ、入札を適正に実施し、冗費の削減に努めます。当法人の総務部では清掃、機器管理、電気管理等の役務契約については主要な施設の契約を数社の見積もり合わせ等で検討しており、ケアプラザ単独で契約するよりも有利な条件での契約が可能です。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### 1. 高齢者サロン・ボランティアグループの立ち上げ・運営支援

① 平楽町「はなもよう」：平成29年度から唐沢町の個人宅を開放しての運営が開始されました。ケアプラザではこの運営に広報、プログラム提供、実施日のお手伝い、年間計画立案の際の意見交換など、さまざまな支援をしてきました。プログラム提供では器楽演奏ボランティアの紹介、出張講座の企画（寄せ植え、エンディングノート、特殊詐欺注意喚起）などを実施しています。現在は担い手のみなさんによる自主的な運営が軌道にのってきており、開設当初に比べると支援内容は徐々に少なくなっていますが、コーディネーターが定期訪問し、実施日のお手伝いと企画運営に関する打ち合わせについては支援を継続しています。

② 中村町2丁目「おもいやり隊」：子育ての自助グループ「たまっこくらぶ」として活動していたメンバーが中心になって、平成29年度からケアプラザ玄関先等を会場とした「ママ・マルシェ」と買い物支援「買ってくるね」をスタートさせました。令和元年度にNPO法人格を取得し「おもいやりカンパニー」と改名しておもいやりハウスに拠点を移し、現在は日中にサービスB（訪問型・通所型）、夕方には子どもの居場所として一室を開放した活動を行っています。

ケアプラザでは思いやり隊が拠点整備に必要な資金調達に際し、横浜市の「まち普請事業」助成金を活用するという事で、話し合いの場所の提供や申請に必要なプレゼンテーションのお手伝い等を行いました。また上記サービスBの活動、子どもの居場所づくりについては地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携しています。

③ 「ちょこっとお助け隊」：独居高齢者の生活環境整備をお手伝いするグループとして、平成28年から活動を開始しました。現在は約20名の担い手の皆さんが分担して地区内のお年寄りのお宅で主に庭の草むしりや庭木の剪定等を行っています。独居や高齢者のみの世帯で手の回らなくなったお宅で喜ばれ、現在は年間活動回数が70件を超える人気グループです。このグループに対しては設立当初から依頼申し込みをケアプラザで受け、エリアごとのリーダーと連携して日程調整や働き手のコーディネートを行っています。また、年に2回程度担い手の総会をケアプラザで開き、情

報交換や活動に必要な物品調達、広報などについて話し合いを持ちながら進めています。

## 2. 地域団体等への出張講座

### ①高齢者サロンでの出張講座・企画支援

前述の「はなもよう」や「南唐サロン」「なかよし会」「ふれあい茶房」など町内会老人クラブその他が主催している高齢者サロン活動に積極的に参加し、さまざまなプログラムを提供しています。内容は「寄せ植え」「みんなで歌いましょう」「器楽演奏」などのお楽しみプログラムの他、「終活（エンディングノート）」「特殊詐欺」「感染症」「認知症予防（脳トレ）」「口腔ケア」「成年後見制度」などの啓発・情報提供の講座も行っています。町内会が主催する「芋煮会&落語講演会」の嘶家さん（ボランティア）をコーディネートし、器楽演奏と併せて高齢者の皆さんにお楽しみいただくなど、地域団体主導企画へのお手伝いもしています。

### ②高齢者住宅での出張講座・相談会

地区内にある高齢者用市営住宅「サニーコート横浜」「リフレッシュ中村町」においても包括支援センターを中心に「終活（エンディングノート）」「特殊詐欺」「成年後見制度」などの出張ミニ講座を行う他、個別相談会なども実施してきました。

## 3. 地域の拠点、団体のネットワーク

### ①ボランティア団体と地域拠点

現在ケアプラザで行っている「オープンカフェ」は、もともとは自主事業「コーヒーの淹れ方講座」に利用団体「幸福（しあわせ）クラブ」の皆さんが参加したところから始まりました。この団体は健康マージャンを楽しむ方々ですが「淹れ方講座」に参加し“自分が淹れたコーヒーを楽しんでもらいたい”という気持ちを持った方々を中心にボランティアグループを作り「なかむらバリスタ」として活動することとなりました。



なかむらバリスタのみなさん

この方々は現在おそろいのワッペンを付けたエプロンを着用していますが、このワッペンは同じく利用団体の手芸クラブ「はなみずき」の皆さんに作っていただきました。

この中村バリスタのみなさんと「どんとこい・みなみ」「へいへいほー」のパン・焼き菓子販売を組み合わせると出来上がったのがオープンカフェです。現在は月一回のペースで開催しています。

### ②地域ケア会議を通じた課題発見と取り組み

個別ケースの地域ケア会議をケアプラザだけでなく、地域のサロン（南唐のあったかサロン）や喫茶店（喫茶マエカワ）の一角をお借りして実施しました。これは坂道が多い地域の現状から、より集まりやすくプライバシーへの配慮も可能な場所を選んでの実施ということでしたが「地域に向くケアプラザ」としてのアピールもでき、好評でした。

地域ケア会議では個別支援課題について方向性合意が得られ、その中から「認知症の方々を地域で支える仕組みづくり」や「独居で支援の必要な方々をいち早く把握する取り組み」などの地域課題が得られました。と同時にケアプラザ自身が取り組むべき課題として「ケアプラザの認知度をさ

らに向上させる」「より多くのインフォーマルな地域活動の担い手（近所の世話役になっているような方々）とつながる」が発見でき、取り組みを始めています。特にケアプラザの認知度向上については「ケアプラザの入り口が暗い（夜間）、わかりにくい」という意見から玄関先の蛍光灯を明るいものに取り換えたり、プランターを設置して季節の花を植えたりするなど、「入りやすいケアプラザ」を目指す取り組みを進めています。

#### 4. 中村地区社協その他との共催事業等を通じた連携

①七夕フェスタ：中村地区社協とケアプラザが共催で行う最も大きなイベントで、当日は乳幼児から高齢者まで年齢を問わず多くの方々においでいただいております。来館人数の詳細は不明ですがおおよそ340名、担い手側で参加される方が計50名余となっています。一時はケアプラザのかかわりが弱くなった時もありましたが、現在は事前の広報を中心的に行う他、会場設営や機材の準備、交通整理など、裏方を中心にかかわっており、また自主事業や地域活動のチラシを来館者に配布等を行っています。

②ハロウィンパーティー：子育て支援自助グループ「たまっこくらぶ」が始めたハロウィンパーティーですが、現在は地区社協、ケアプラザも協力、共催という形でかかわり、上記七夕フェスタに次ぐ大きなイベントになっています。当日が子どもだけでも200名を超える参加があり、ケアプラザが最もにぎわう一日となっています。これについても七夕フェスタと同様に事前広報と当日の裏方としての協力を行っています。

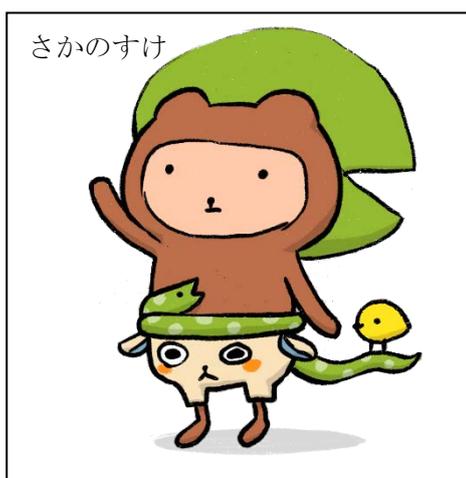
③いきいき中村の集い：正確には中村地区社協の主催する高齢者向けイベントですが、当日はほぼ「地区社協の貸し切り状態」となっており、ケアプラザの職員も全面協力で実施していただいております。一時参加人数が少なくなりましたが、令和元年度は保健活動推進員さんの簡易健康測定も同日実施したところ多くの参加者を得、担い手も含め約80名の参加となりました。

#### 5. ケアプラザのイメージアップ

##### ①「ゆるキャラ」作成

ケアプラザのイメージキャラクター「さかのすけ」を作成しました。中村2丁目にお住いのデザイナー（石川小 PTA 会長／民生・児童委員）にお願いし、ネーミングはケアプラザにやってくる子どもたちの投票で決まりました。

イラストは体操、レクリエーション、健康診断など様々なシチュエーションのイラストを作成していただき、広報紙、チラシ、館内掲示などで活用しています。今後は子ども向けのイベントで塗り絵、カード、ゲームなどに活用するなど、いろいろなアイデアを検討しながら進めています。



## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成28年度から平成30年度までの常勤配置充足率は以下の通りです。

### 配置基礎数

所長及び5職種 計6名×3年間 =計6,570日

### 配置実績

所長 1,095日

主任ケアマネジャー 1,065日

社会福祉士 1,095日

保健師(看護師) 945日

地域交流コーディネーター 972日

生活支援コーディネーター 1,095日

---

計 6,267日

充足率 6,267日/6,570日 =95.39%

## 指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市中村地域ケアプラザ)

### 1 指定管理料提案書

#### (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 1	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	13,770,475
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	508,175
事業費 (税込)	講師謝金、材料費等	250,000
事務費 (税込)	消耗品費、通信運搬費、旅費交通費他	1,700,000
管理費 (税込)	・ 光熱水費 1,587,429 円 ・ 施設維持管理費 (各種保守点検費) 2,250,377 円	3,837,806
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※ 2		△
合 計		20,540,456

※ 1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※ 2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

#### (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
----	------	----

賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費 (税込)	講師謝金、材料費等	■
事務費 (税込)	消耗品費、旅費交通費他	■
合 計		5,480,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	21,805,836
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	973,345
事業費 (税込)	講師謝金、材料費等	60,000
事務費 (税込)	消耗品費、通信運搬費、旅費交通費他	720,000
管理費 (税込)	・ 光熱水費 421,974 円 ・ 施設維持管理費 (各種保守点検費) 594,802 円	1,016,776
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△109,957
合 計		25,222,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	講師謝金、材料費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	20,540,456	20,540,456	20,540,456	20,540,456	20,540,456
		生活支援体制 整備事業(b)	5,480,000	5,480,000	5,480,000	5,480,000	5,480,000
		地域包括支援 センター運営(c)	25,222,000	25,222,000	25,222,000	25,222,000	25,222,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	51,396,456	51,396,456	51,396,456	51,396,456	51,396,456
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	9,744,440	9,744,440	9,744,440	9,744,440	9,744,440
		居宅介護支援 事業	42,659,500	42,659,500	42,659,500	42,659,500	42,659,500
	その他収入		0	0	0	0	0
	収入合計 (A)		103,800,396	103,800,396	103,800,396	103,800,396	103,800,396
	内 訳	人件費	77,588,195	77,588,195	77,588,195	77,588,195	77,588,195
事業費		664,000	664,000	664,000	664,000	664,000	
事務費		11,811,673	11,811,673	11,811,673	11,811,673	11,811,673	
管理費		4,854,582	4,854,582	4,854,582	4,854,582	4,854,582	
消費税等		0	0	0	0	0	
その他		1,274,000	1,274,000	1,274,000	1,274,000	1,274,000	
支出合計 (B)		96,192,450	96,192,450	96,192,450	96,192,450	96,192,450	
収支 (A - B)		7,607,946	7,607,946	7,607,946	7,607,946	7,607,946	

## 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

### 1 基礎単価

【単位：円】

	地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ 運営事業	生活支援 体制整備事業	地域包括支援 センター運営事業
正規雇用職員等	7,922,575	5,437,574	5,000,040	5,338,273
臨時雇用職員等		1,097,605		0

※1人1年あたり

### 2 雇用形態別の配置予定人数

#### (1) 地域ケアプラザ運営事業

##### ア 地域ケアプラザ所長 (人工は3/16)

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規雇用職員等	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875	0.1875

##### イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規雇用職員等	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25
臨時雇用職員等	5	5	5	5	5

#### (2) 生活支援体制整備事業

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規雇用職員等	1	1	1	1	1

#### (3) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 地域ケアプラザ所長 (人工は9/16)

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規雇用職員等	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625	0.5625

##### イ 地域ケアプラザ所長以外

【単位：人】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規雇用職員等	3.25	3.25	3.25	3.25	3.25
臨時雇用職員等	0	0	0	0	0

### 3 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

正規雇用職員等はケアプラザ指定管理人員配置基準に則った人員配置としています。  
 臨時雇用職員等に関しては窓口業務においても管理上適正と考えられる人数を配置しています。  
 事務職員は、業務量を勘案し按分しています。

## 団体の概要

(令和2年2月20日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんしゅうほうかい) 社会福祉法人秀峰会																				
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。																					
(ふりがな) 名称	( )																				
所在地	〒241 - 0806 神奈川県横浜市下川井町360番地																				
設立年月日	昭和58年11月12日																				
沿革	昭和59年 5月 特別養護老人ホーム さくら苑 事業認可 平成 5年 5月 老人短期入所施設 花の生活館 事業認可 平成10年 2月 川井地域ケアプラザ 運営受託 平成14年 3月 特別養護老人ホーム 南永田桜樹の森 事業認可 平成16年 8月 城郷小机地域ケアプラザ 運営受託 平成18年10月 中村地域ケアプラザ 運営受託 現在、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、保育所など横浜市・川崎市内に約150ヶ所の事業所を認可等され運営																				
事業内容等	<p>1. 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営</p> <p>2. 第二種社会福祉事業</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ) 老人短期入所事業の経営</td> <td>ト) 保育所の経営</td> </tr> <tr> <td>ロ) 老人デイサービス事業の経営</td> <td>チ) 一時預かり事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</td> <td>リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ニ) 老人居宅介護等事業の経営</td> <td>ヌ) 特定相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ホ) 障害福祉サービス事業の経営</td> <td>ル) 障害児相談支援事業の経営</td> </tr> <tr> <td>ヘ) 移動支援事業の経営</td> <td></td> </tr> </table> <p>3. その他公益を目的とした事業</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①訪問看護事業</td> <td>⑤診療所の経営</td> </tr> <tr> <td>②訪問入浴介護事業</td> <td>⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業</td> </tr> <tr> <td>③居宅介護支援事業</td> <td>⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業</td> </tr> <tr> <td>④地域包括支援センター事業</td> <td style="text-align: right;">等</td> </tr> </table> <p>4. 収益を目的とする事業</p> <p>①貸室事業 ②福祉関連用品の貸付事業 ③高齢者生活支援事業</p>	イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営	ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営	ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営	ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営	ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営	ヘ) 移動支援事業の経営		①訪問看護事業	⑤診療所の経営	②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業	④地域包括支援センター事業	等
イ) 老人短期入所事業の経営	ト) 保育所の経営																				
ロ) 老人デイサービス事業の経営	チ) 一時預かり事業の経営																				
ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営	リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営																				
ニ) 老人居宅介護等事業の経営	ヌ) 特定相談支援事業の経営																				
ホ) 障害福祉サービス事業の経営	ル) 障害児相談支援事業の経営																				
ヘ) 移動支援事業の経営																					
①訪問看護事業	⑤診療所の経営																				
②訪問入浴介護事業	⑥地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業																				
③居宅介護支援事業	⑦介護職員等の要請及び技術の向上を目的とする研修事業																				
④地域包括支援センター事業	等																				

	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財務状況	総収入	11,108,921,606	11,984,439,724	12,966,550,313
	総支出	10,890,169,058	12,644,046,042	13,796,955,463
	当期収支差額	218,752,548	△659,606,318	△830,405,150
	次期繰越収支差額	3,750,430,354	3,090,824,036	2,260,418,886
	連絡担当者	[Redacted]		
特記事項	なし			